

事業創造・新事業展開への新たな挑戦を応援します！

2019年度

新事業ブーストアップ補助金

募集要項

2019年5月

公益財団法人新潟市産業振興財団

1 制度の目的

公益財団法人新潟市産業振興財団（通称：新潟IPC財団）では、新潟市内中小企業者の新事業展開を促進し、企業の持続的な発展や地域産業の活性化につなげるため、新たな事業への積極的な取り組みを広く募集し、新規事業計画策定後の公開コンテストで選出されるものに対し、必要な経費の一部を補助します。

2 制度の概要

(1) 補助の概要

当財団が開催する新規事業計画の公開コンテストに参加し、審査の結果、優秀賞を受賞し、且つ補助要件を満たした者が補助金の交付決定を受けることができます。

公開コンテストに参加するためには、エントリー後に事前ヒアリングを受ける必要があります。希望者には、当財団プロジェクトマネージャー（以下、PMという）と外部専門家などによる「ブーストアップ支援」を実施し、アイデアの飛躍や発展、計画のブラッシュアップをサポートします。

(2) 補助の対象者

以下の全てを満たすことが必要です。

- ①新潟市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業者の定義については、【別表1】をご覧ください）
- ②当財団の「IPCビジネスマッチングサイト」に会員登録している者
- ③新潟市税の未納が無い者
- ④【別表2】の①から④に掲げるいずれにも該当しない者
- ⑤2019年10月に当財団が新潟市内で開催する公開コンテストに参加し、審査の結果、優秀賞を受賞した者

(3) 補助対象事業

以下の全てを満たす事業が対象です。

- ①自社事業、自社製品又は自社サービスにおける新たな取り組みであること。
- ②公開コンテストで発表する新規事業計画の内容と同じであること。
- ③新規事業計画のうち、補助対象事業（補助金交付の対象範囲）を明確に示していること。
- ④新規事業計画のうち、補助対象事業が、補助対象期間内に完了すること。
- ⑤以下に該当しないこと。

- ア 本事業期間内に、同一の内容で国（独立行政法人を含む）、地方自治体または他の団体から補助金等の交付その他助成を受けている、または受けることが決まっているもの
- イ 事業内容が射幸心をそそるおそれがある、公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがある、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの

(4) 補助金内容

補助金の交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助します。

① 補助率、補助限度額及び補助対象期間

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	100万円
補助対象期間	補助金交付申請日～2020年2月29日（土）

※補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額です。

② 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のア～ウの条件を全て満たすもので次の表に掲げるものです。

ア 使用目的が本事業の遂行に必要であることが明確に特定できる経費

イ 交付申請日以降に発生し、補助事業期間中に支払われた経費

ウ 証拠資料等によって金額が確認できる経費

経費区分		適用範囲等
事業準備費用	①市場可能性調査費用 (注1)	イベントの開催、モニタリング調査などの市場調査やテストマーケティングに直接かかる費用
	②視察・研修費用 (注1)	旅費・交通費(注2)、研修等の受講料、講師委託料など、視察や研修に直接かかる費用
事業活動費用	③製品・サービス開発費用	製品やサービスの開発に直接かかる費用 (原材料費、外注費、委託費など)
	④販促費用	チラシ、パンフレット、ウェブサイト、サンプル品、ノベルティ、展開会等の装飾物などの販促物の製作に直接かかる費用(原材料費、外注費、委託費など)
	⑤広告宣伝費用	マスメディア広告、インターネット広告、折込広告、ダイレクトメール、FAXDM、ポスティングなどの広告宣伝などに直接かかる費用(広告掲載費、使用料、委託費など)※クラウドファンディング利用料などを含む
	⑥備品・設備購入費用	取得価格が10万円以上(税抜)で、且つ使用可能期間が1年以上のものを対象とする (本事業に直接関係のない備品・設備や、汎用的な事務機器等は対象外)

(注1) ①②の補助金額は、補助対象経費全体の2分の1以内を上限とする。

(注2) 宿泊料(上限10,900円/1泊)および公共交通機関(グリーン車、ファーストクラス等の割増料金は除く)実費

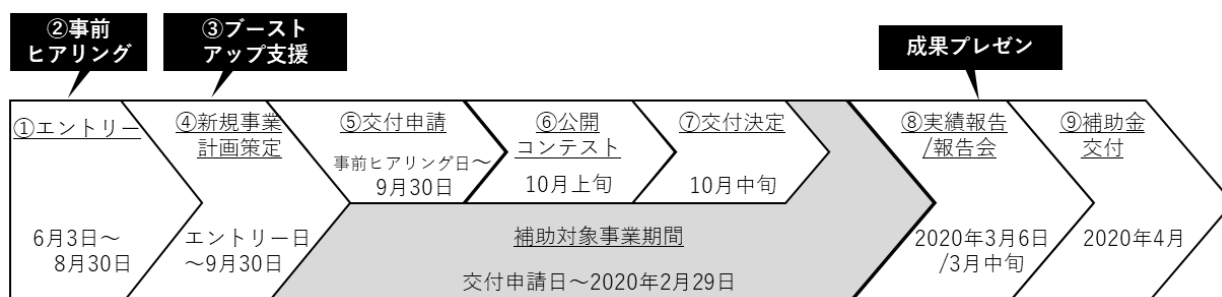
※消費税及び地方消費税、銀行口座等振込手数料は補助対象外

※補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)と同一の経営者である事業者または同一連結決算対象の事業者からの調達に係る経費は補助対象外

※その他、当財団において本事業の遂行に無関係又は補助金で支出すべきでない判断した経費については補助対象外とする場合があります。

3 事業の流れ

事業、手続きの流れの一例です（申請内容によって、変更になる場合があります）。



事業の流れの詳細は以下のとおりです。

1	エントリー	「4 申請の手続き」の（1）を参照
2	事前ヒアリング	当財団PM又は財団スタッフによる事前ヒアリングを受け、次の事項を実施します。 ①エントリーシート内容のヒアリング ②ブーストアップ支援の方針確認 ③補助金交付申請の説明 ④公開コンテストの説明
3	ブーストアップ支援	ブーストアップ支援とは、アイデアの発展や事業計画のブラッシュアップを目的としたハンズオン支援のことを指します。 計画する事業分野に合わせ、当財団PMのほか、各分野に精通したブラスター（外部専門家）が無料でアドバイス等を行います。 利用可能期間は、エントリーシート提出日から2019年9月30日までとなります。 なお、当該支援は、希望者のみ利用可能です（必須ではありません）。
4	新規事業計画書の提出	2019年9月30日までに新規事業計画書を策定し、提出してください。
5	補助金交付申請	「4 申請の手続きの（2）を参照
6	公開コンテスト（プレゼン審査）	2019年10月に新潟市内で開催しますので、参加者は新規事業計画を公表してください。審査の結果、優秀賞を受賞した者が補助金交付の対象者となります。
7	交付決定	「5 交付可否の決定」を参照
8	実績報告	「7 実績報告」を参照
9	補助金交付	「8 補助金額の確定、交付」を参照

4 申請の手続き

補助金の交付を申請する場合は、（1）エントリー期間内にエントリーシートを提出いただき、事前ヒアリングを受けた後に、（2）補助金交付申請が可能となります。

（1）エントリー

エントリー期間	2019年6月3日(月)～8月30日(金)午後5時30分 ※エントリーシートを後記「12 相談及び申請受付窓口」にご提出ください。
---------	--

(2) 補助金交付申請

下記期限までに補助金の交付申請を行ってください。申請後は新規事業計画の大幅な変更が認められなくなりますのでご注意ください。

申請書類 提出期間	事前ヒアリング実施日～9月30日（月）午後5時30分 ※下記提出書類を、後記「12 相談及び申請受付窓口」に必ず持参してください。 <u>郵送での提出は受理できません。</u>
提出書類	①補助金交付申請書（別記様式第1号） 1部 ②新規事業計画概要書（別紙1） 1部 ③収支明細書（別紙2） 1部 ④対象者であることの証明 1部 資本金額が要件を満たす場合：登記事項証明書（直近6ヶ月以内、写し不可） 従業員数が要件を満たす場合：健康保険加入者数を確認できる書類等 ⑤直近1ヶ年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書） 1部 個人の場合：直近1ヶ年分の確定申告書の写し 1部 ⑥直近の「新潟市制度用納税証明書」 1部（写しは不可） ※証明書交付窓口は、後記「13 新潟市制度用納税証明書 交付窓口一覧」をご参照ください。 ⑦収支明細書で単価10万円以上の経費の算出根拠となる書類 各1部 見積書又は単価表（無い場合は算出根拠となる資料）の写し等

(3) 公開コンテスト用書類提出

補助金交付申請後は、10月上旬に当財団が指定する日時及び会場で、新規事業計画の発表を行っていただきます。

提出期間	事前ヒアリング実施日～9月30日（月）午後5時30分 ※下記書類を、後記「12 相談及び申請受付窓口」にご提出ください。
提出書類	①新規事業計画書 1部 ②発表用パワーポイントデータ 1部 ※様式及び作成要領は、事前ヒアリング時に当財団より提示します。

5 交付可否の決定

(1) 審査方法

- ①当財団は、申請書類受領後すみやかに当該申請内容が本補助金の要件に合致しているかどうか確認します。
- ②本補助金の要件に合致していると判断された補助申請者には、当財団が開催する公開コンテストに参加いただきます。なお、公開コンテストに参加しない場合は、審査を行いません。
- ③公開コンテストでは、新規事業計画の発表と、外部審査委員等による質疑応答を実施します。

④申請書類、新規事業計画書及び発表内容を基に、採択の可否を審査します。なお、交付決定にあたり追加の条件を付す場合があります。

(2) 結果の通知

申請者全員に対し、採択または不採択の結果を文書で通知します。

(3) その他

原則、当財団の他の補助金と重複して採択しません。

6 審査の観点

公開コンテストでは、主に下表に記載する事項について、あらかじめ定めた審査表をもとに審査します。

主な審査の観点	
事業性	(1) 自社の強みを活かした「独創性」の高い取り組みであるか (2) 長期的視点に立った「実現可能性」の高い取り組みであるか (3) 自社の「成長」につながる効果的な取り組みであるか
新規性	(4) ニーズや社会の変化をとらえた「新規性」が高い取り組みであるか (5) 地域や業界にとって「先進的な事例」になり得る取り組みであるか (6) 地域や社会の課題解決につながる取り組みであるか

7 実績報告

補助事業の完了後、報告期限までに次の書類を提出してください。

報告期限	2020年3月6日（金）
提出書類	① 事業報告書 1部 ② 事業報告書の補足資料 1部 ③ 収支明細書 1部 ④ 補助対象経費の支払いに係る請求書またはその写し 各1部 ⑤ 補助対象経費の支払いに係る領収書、振込書等またはその写し 各1部

8 補助金額の確定、交付

(1) 実績報告会

補助事業者は、実績報告書類の内容に関し、当財団の定めた日程においてプレゼンテーションをしていただきます。補助金額は、実績報告会で審査を行った後、確定し、文書で通知します。

(2) 補助金の交付

当財団は、補助金額の確定通知後、補助金を支払います。

9 補助事業者の義務

補助事業者は、以下の事項を留意、順守してください。

(1) 計画変更

補助事業の内容または予算を変更しようとするときは、変更が軽微（※）である場合を除き、補助事業変更申請書（別記様式第4号）及び関係書類を提出する必要があります。

※軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合は。

- ①補助事業を実質的に変更するものではなく、その細部を変更するもの
- ②収支明細書に計上した補助対象経費（総額）の変更が20%以内であるもの

(2) 関係書類の整備及び保存

補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、補助事業が完了した会計年度の終了後、5年間保存してください。

(3) 成果物の取り扱い

補助事業で製作した物品等を販売することはいかなる場合も認められません。補助事業で製作した物品等を販売した場合、補助金の交付の決定を取り消す又は補助金の返還を求める場合があります。

(4) 情報の公表

補助事業の期間中、補助事業に関する情報は、原則、公表します。

補助事業完了（補助金交付）後は、原則、補助事業者及び補助事業の名称などを当財団のホームページ等において公表します。

(5) 成果の公表

補助事業の完了後、補助事業者の了解が得られる場合は、補助事業の成果の全部又は一部を公表します。また、補助事業完了後、当財団の求めに応じて、補助事業の成果報告及び成果の公表等へ協力していただきます。

(6) 事業化状況の報告

補助事業の完了後、当財団の求めに応じて、事業化の状況等についての報告をしていただきます。

10 様式等

様式等は、当財団ホームページからダウンロードできます。

当財団 ホームページ <https://niigata-ipc.or.jp/>

11 その他

申請にあたっては、「公益財団法人新潟市産業振興財団補助金交付要綱」を必ずご覧ください。

また、ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

12 相談及び申請受付窓口

公益財団法人新潟市産業振興財団 ビジネス支援センター

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 N E X T 21 12階

T E L : 025-226-0550 F A X : 025-226-0555 E-m a i l : info@niigata-ipc.or.jp

13 新潟市制度用納税証明書 交付窓口一覧（2019年4月1日以降）

詳細については、新潟市市税事務所市民税課管理・証明係にお問い合わせください。

担当係及び名称	所在地等
市税事務所 市民税課 管理・証明係	新潟市中央区学校町通 1-602-1 TEL：025-226-2243
北区役所 区民生活課	新潟市北区葛塚 3197 TEL：025-387-1255
東区役所 区民生活課	新潟市東区下木戸 1-4-1 TEL：025-250-2235
中央区役所 窓口サービス課	新潟市中央区西堀通 6 番町 866 TEL：025-223-7106
江南区役所 区民生活課	新潟市江南区泉町 3-4-5 TEL：025-382-4203
秋葉区役所 区民生活課	新潟市秋葉区程島 2009 TEL：0250-25-5674
南区役所 区民生活課	新潟市南区白根 1235 TEL：025-372-6105
西区役所 区民生活課	新潟市西区寺尾東 3-14-41 TEL：025-264-7211
西蒲区役所 区民生活課	新潟市西蒲区巻甲 2690-1 TEL：0256-72-8317
北区北出張所	新潟市北区松浜 1-7-9 TEL：025-387-1725
東区石山出張所	新潟市東区石山 1-1-12 TEL：025-250-2820
中央区東出張所	新潟市中央区蒲原町 7-1 TEL：025-223-7502
中央区南出張所	新潟市中央区新和 3-3-1 TEL：025-223-7552
江南区横越出張所	新潟市江南区横越中央 1-1-1 TEL：025-382-4283
秋葉区小須戸出張所	新潟市秋葉区小須戸 120-5 TEL：0250-25-5710
南区味方出張所	新潟市南区味方 1544 TEL：025-372-6805
南区月潟出張所	新潟市南区月潟 535 TEL：025-372-6905
西区黒埼出張所	新潟市西区大野町 2843-1 TEL：025-264-7760
西区西出張所	新潟市西区内野町 413 TEL：025-264-7705
西蒲区岩室出張所	新潟市西蒲区西中 860 TEL：0256-82-4111
西蒲区西川出張所	新潟市西蒲区旗屋 585-1 TEL：0256-88-3111
西蒲区潟東出張所	新潟市西蒲区三方 1 TEL：0256-72-86-3111
西蒲区中之口出張所	新潟市西蒲区中之口 626 TEL：025-375-2712

【別表 1】

<p>(中小企業者の定義) 中小企業者とは、会社および個人であって、次のものが該当します。</p> <p>①資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下のもので、製造業、建設業、運輸業その他の事業 (②~④以外) を主たる事業として営むもの。</p> <p>②資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下のもので、卸売業を主たる事業として営むもの。</p> <p>③資本金 5,000 万円以下または従業員数 100 人以下のもので、サービス業を主たる事業として営むもの。</p> <p>④資本金 5,000 万円以下または従業員数 50 人以下のもので、小売業を主たる事業として営むもの。</p> <p>※本事業では、従業員の数に会社役員 (従業員との兼務役員は除く) および個人事業主本人は含めないものとします。また、以下のいずれかに該当する者は、パート労働者として、常時使用する従業員の数には含めないものとします。</p> <p>ア. 日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者 (ただし、所定の期間を越えて引き続き雇用されている者は除く)。</p> <p>イ. 所定労働時間が同一の事業者には雇用される通常の従業員の所定労働時間に比べて短い者</p> <p>※上記①~④基準を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は「みなし大企業」として本事業の補助対象者になりません。</p> <p>ア. 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業</p> <p>イ. 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が大企業の所有に属している中小企業</p> <p>ウ. 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者</p> <p>なお、上記アイウで「大企業」を「みなし大企業」に置き換えた場合も対象になりません。</p>

【別表 2】

<p>①法人等 (個人、法人または団体をいう。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう、以下同じ。) であるとき、または法人等の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) であるとき</p> <p>②役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき</p> <p>③役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき</p> <p>④役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき</p>
